

第3次あま市地域福祉計画 令和6年度事業実績・令和7年度実施計画

資料3

(評価基準)
 A:かなり取り組めた(100%以上実施)
 B:取り組めた(70%以上100%未満実施)
 C:ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)
 D:あまりできなかった(40%未満実施)
 E:事業未実施

★基本方針 1. 地域コミュニティの再構築

重点施策

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課	
(1) 人権尊重の推進	①	人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報を市民や事業所に対し、広報あまや啓発パンフレット、市公式ウェブサイト、講演会等を通して啓発していきます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	広報、市ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間特集号」の発行 ・「人権まんが冊子」の発行 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権特集号」の発行(39,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2、3つのテーマを変更し作成する。 ・「女性活躍情報誌」の発行(38,000部) ・懸垂幕の掲示(人権週間(庁舎、人権ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し	A	1:継続	・「人権週間特集号」の発行(39,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ・「女性活躍情報誌」の発行(38,000部) ・人権週間に懸垂幕を掲示(庁舎、人権ふれあいセンター) ・人権啓発ビデオの貸し出し	人権推進課	
		人権教育・啓発の推進 「重点施策1①(計画書p39)」	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・保育園・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施。	人権教室 ・令和6年8月7日(水)に甚目寺小児童クラブにて実施。 ・令和6年10月31日(木)篠田・五条保育園にて実施。	A	1:継続	人権教室 ・秋竹小児童クラブ 実施日:令和7年8月5日(火) ・昭和、聖徳保育園 実施日:10月下旬	人権推進課	
				1) 人権講演会開催事業	1) 海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	1) 海部地区人権教育講演会 日時:令和6年8月2日(金)午後2時~4時 講師:安達阿記子氏(パラリンピック金メダリスト) 演題:夢に向かって 会場:甚目寺公民館大ホール	1) 海部地区人権教育講演会 日時:令和6年8月2日(金)午後2時~4時 講師:安達阿記子氏(パラリンピック金メダリスト) 演題:夢に向かって 会場:甚目寺公民館大ホール 講演会を開催し、人権意識を高める啓発を行った。	B	1:継続	1) 海部地区人権教育講演会 日時:令和7年8月1日(金)午後2時~4時 講師:石川結貴氏(ジャーナリスト) 演題:子どもたちの見えざる貧困~ネット社会で潜在化、深刻化する現状について 会場:甚目寺公民館大ホール	学校教育課
					1-1) 講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	1-1) 人権講演会 日時:令和6年11月24日(日) 場所:あま市甚目寺公民館大ホール他 内容:人権講演 募集人数:500名(予定) その他:中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	1-1) 人権講演会 開催日:令和6年11月24日(日) 場所:あま市甚目寺公民館大ホール他 内容:人権講演、映画上映「ある精肉店のはなし」 参加人数:354人 その他:中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	C	1:継続	1-1) 人権講演会 開催日:令和7年11月30日(日) 場所:あま市美和文化会館大ホール他 内容:人権講演(外国人の人権) 定員:500名(予定) その他 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	人権推進課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
				2) 指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	2) 人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 令和6年8月26日(月)	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会を行い、指導者の養成を図った。	B	1:継続	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 令和7年8月25日(月)	学校教育課
				3) あま市小中学校人権教育研究会活動	3) あま市人権教育研究会を中心に各校の人権教育を推進する。	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために人権教育研究紀要第15集を作成予定。	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために人権教育研究紀要第15集を作成し配布した。	A	1:継続	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために人権教育研究紀要第16集を作成予定。	学校教育課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
②			4) ところ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	4) 主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	4) 各学校の年度当初の計画をもとに道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図ることができた。	B	1：継続	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	学校教育課
			人権教育講演会の開催	市民、教職員、保育園職員及びPTAに対する人権啓発の推進、人権意識の向上及び人権問題の正しい理解を目的として、あま市小中学校人権教育研究会との共催により人権教育講演会を開催する。	令和6年8月2日(金)午後2時から、菟目寺公民館大ホールにて、安達阿記子氏を講師として招き、講演会を実施する。	令和6年8月2日(金)午後2時から、菟目寺公民館大ホールにて、安達阿記子氏を講師として招き、講演会を実施した。	A	1：継続	令和7年8月1日(金)午後2時から、菟目寺公民館大ホールにて、石川結貴氏を講師として招き、講演会を実施する。	生涯学習課
			1) 人権研修の実施	1) 保育に携わるすべての職員を対象に人権についての研修を行っている。	人権の気づきの学びのための研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施(予定) 日時：令和6年12月2日(月)午後4時30分～6時 場所：あま市役所 対象者：あま市保育園等職員 テーマ：人権について 講師：愛知県県民文化局人権推進課 山田 章貴	人権の気づきの学びのための研修を継続した。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施(予定) 日時：令和6年12月2日(月)午後4時30分～6時 場所：あま市役所 対象者：あま市保育園等職員 テーマ：人権について 講師：愛知県県民文化局人権推進課 山田 章貴	A	1：継続	人権の気づきの学びのための研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施(予定) 日時：令和7年12月5日(金)午後4時30分～6時 場所：あま市役所 対象者：あま市保育園等職員 テーマ：未定 講師：愛知県県民文化局人権推進課 濱坂 清美	保育課
			1-1) 人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	1-1) 人権施策推進本部職員・幹事会人権研修を実施する。(課長以上) ①ファミリーシップ制度について 日時：令和6年5月20日(月) 対象職員：課長以上 ②人権全般について 日時：令和7年1月16日(木) 対象職員：課長以上	1-1) 人権施策推進本部職員・幹事会人権研修を実施した。(課長以上) ①ファミリーシップ制度について 開催日：令和6年5月20日(月) 対象職員：課長以上 ②人権全般について 開催日：令和7年1月16日(木) 対象職員：課長以上	A	1：継続	1-1) 人権施策推進本部職員・幹事会人権研修を実施する。(課長以上) ①インターネットと人権について 開催日：令和7年8月19日(火) ②ファミリーシップ宣誓制度について 開催日：令和8年1月30日(金)	人権推進課	
			1-1) 人権施策推進本部会員人権研修を実施する。 ①ファミリーシップ制度について 日時：令和6年5月20日(月) ②複合差別について 日時：令和7年2月6日(木)	1-1) 人権施策推進本部会員人権研修を実施した。 ①ファミリーシップ制度について 開催日：令和6年5月20日(月) ②複合差別について 開催日：令和7年2月6日(木)	1-1) 人権施策推進本部会員人権研修を実施する。 ①インターネットと人権について 開催日：令和7年8月19日(火) ②人権擁護委員の活動と人権一般について 開催日：令和7年12月5日(金)	A	1：継続	1-1) 人権施策推進本部会員人権研修を実施する。 ①インターネットと人権について 開催日：令和7年8月19日(火) ②人権擁護委員の活動と人権一般について 開催日：令和7年12月5日(金)	人権推進課	

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
				市職員がそれぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①ハンセン病問題について 日時: 令和6年7月18日(木) ②インターネットによる人権侵害について 日時: 令和6年10月9日(水) ③性的マイノリティについて 日時: 令和7年1月21日(火)	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①ハンセン病問題について 開催日: 令和6年7月18日(木) ②インターネットによる人権侵害について 開催日: 令和6年10月9日(水) ③性的マイノリティについて 開催日: 令和7年1月21日(火)	A	1: 継続	1-2) 職員人権研修 ①ハンセン病問題について 開催日: 令和7年7月9日(水) ②障がいのある人や高齢者に関する人権について 開催日: 令和7年10月29日(水) ③ジェンダー平等について 開催日: 令和8年1月14日(水)	人権推進課
			2) 人権教育の実施	2) あま市における保育所人権保育指針を基に子どもたちに人権についての教育を進めている。	人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和6年6月19日(水) ②令和6年8月6日(火) ③令和6年10月21日(月) ④令和6年12月(予定) 内容: 不適切保育の原因とその背景について	人権保育委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続した。 ①令和6年6月19日(水) ②令和6年8月6日(火) ③令和6年10月21日(月) ④令和6年12月17日(火) 内容: 不適切保育の原因とその背景について	A	1: 継続	人権保育委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和7年6月17日(火) ②令和7年8月22日(金) ③令和7年11月25日(火) ④令和8年1月8日(木) 内容: シワリホット (昨年の取組をふまえて昨年の逆の良かったことについて振り返ったり、他者と共有し合いより良い保育を伸ばす。)	保育課
③	差別意識の解消に向けた啓発の推進	部落差別(同和問題)に対する正しい理解を深め、差別意識を解消する取組として、啓発資料の作成や学習機会、情報提供の充実を図ります。	1) 広報紙や市公式サイトによる啓発	1) 広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報紙や市公式サイトで人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報紙や市公式サイトで人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努めた。	B	1: 継続	広報紙や市公式サイトで人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	人権推進課
			2) パンフレットなど啓発資料の作成・配布	2) 啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行った。	B	1: 継続	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	人権推進課
			3) 部落(同和)差別問題研修事業	3) 部落(同和)差別問題の解決に向け、研修を実施する。	人権講演会 ネットの人権侵害と部落差別 日時: 令和6年11月24日(日)	人権講演会 開催日: 令和6年11月24日(日) 場所: あま市基日寺公民館大ホール他 内容: 人権講演、映画上映「ある精肉店のはなし」 参加人数: 354人 その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	C	1: 継続	・新規採用職員研修 開催日: 令和7年4月14日(月) ・あま市新任、転任教職員研修会 開催日: 令和7年8月25日(月)	人権推進課
④	人権ふれあいセンターの有効活用	人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。	地域福祉の拠点となるよう、教室等の開催を実施する	地域福祉の拠点となるよう、教室等の開催を実施する	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	交流促進講座開催事業、休日等開館事業、ティサービス事業全16教室を開催した。	A	1: 継続	地域福祉の拠点となるよう、年間を通じた各教室の円滑な開催・実施に努める。	人権推進課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
⑤	障害者差別解消法の周知・啓発	障がいのある人への差別解消の取組として、市民に対して広報あま、市公式ウェブサイトでの障害者差別解消法の周知やあま市・大治町障がい者支援協議会での啓発活動を行っていきます。市職員については、職員対応要領により窓口対応の向上を図り、市職員の差別解消に関する研修会を継続して実施してまいります。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図る。	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図った。	A	1：継続	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図る。	人権推進課
			合理的配慮に関する啓発チラシの作成・配布	海部東部障害者総合支援協議会の権利擁護支援部会において、障がいのある人への合理的配慮に関する4コマ漫画を作成し、関係機関への配布を行う。	引き続き、あま市・大治町障がい者支援協議会において、障害者差別解消の周知・啓発に努めていく。	はたらく情報発信フェアにおいては、合理的配慮に関する掲示物啓発及び来場者へ啓発チラシの配付を行った。	A	1：継続	引き続き、あま市障がい者支援協議会において、障害者差別解消の周知・啓発に努めていく。	障がい福祉課
⑥	福祉教育の推進 「重点施策1① (計画書p39)」	学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。社協では、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取組を支援します。	福祉実践教室等の実施	総合的な学習の時間で、福祉をテーマにした学習を実践する。	市内17校中16校で福祉実践教室を予定し、1校について検討中 【七宝小】R6.10.4 【宝小】R6.10.8 【伊福小】R6.11.27 【秋竹小】R6.10.17 【美和小】R6.6.25 【正則小】R6.11.8 【篠田小】R6.9.25 【美東小】R6.6.18 【甚小】R7.1.15 【甚南小】R6.11.19 【甚東小】R6.6.7 【甚西小】R6.10.22 【七宝中】R6.5.30 【七北中】R6.6.21 【美和中】R6.6.20 【甚中】R6.10.29 【甚南中】R6.11.28	市内17校で福祉実践教室を実施 【七宝小】R6.10.4 【宝小】R6.10.8 【伊福小】R6.11.27 【秋竹小】R6.10.17 【美和小】R6.6.25 【正則小】R6.11.8 【篠田小】R6.9.25 【美東小】R6.6.18,R6.11.29 【甚小】R7.1.15,R7.2.26 【甚南小】R6.11.19 【甚東小】R6.6.7 【甚西小】R6.10.22 【七宝中】R6.5.30 【七北中】R6.6.21 【美和中】R6.6.20 【甚中】R6.10.29 【甚南中】R6.11.28	A	1：継続	市内17校で福祉実践教室を予定 【七宝小】R7.10.9 【宝小】R7.10.7 【伊福小】R7.12.9 【秋竹小】R7.6.4 【美和小】R7.6.13 【正則小】R7.11.7 【篠田小】R7.12.3 【美東小】R7.6.17 【甚小】R7.7.1 【甚南小】R7.10.31 【甚東小】R7.6.11 【甚西小】R7.10.24 【七宝中】R7.6.6 【七北中】R7.6.19 【美和中】R7.6.26 【甚中】R7.11.14 【甚南中】R7.11.27	学校教育課
			福祉教育の一環として、市内の小・中・高等学校19校すべてが社会福祉協力校として福祉体験を実施	小さい頃から思いやりや支え合いの心を育てていくため、福祉実践教室では障がい者等が身近に感じれるような体験をする。また、認知症への対応を学ぶ。10年後、20年後における地域の担い手を育てていく。	福祉実践教室を実施する前には必ず学校と講師と打合せを行い、目的やねらいのすり合わせを行う。実施後は、全児童・生徒からの意見を集約し、教師や講師といった関係者間で相互評価を行い、福祉教育のスキルアップを図っていく。	市内の小中高等学校19校を福祉協力校として委嘱。福祉協力校すべてで福祉実践教室を実施。延べ参加者数3,321人。	A	1：継続	令和6年度の事業展開を継続しながら、地域住民や企業を対象とした福祉を学ぶ機会の提供を充実していきます。	社会福祉課
⑦	障がいの特性についての周知・啓発	障がいの特性について、広報あまや市公式ウェブサイトなどの様々な媒体で周知し、理解を深めます。	冊子「障がいがある方たちの災害24時」による啓発活動	各障がいの特性とそれに応じた災害時の対応を紹介する冊子を配布することで、啓発活動を行う。	引き続き、あま市・大治町障がい者支援協議会において、障がいの特性についての理解や周知に努めていく。	はたらく情報発信フェアにおいて、冊子「障がいのある方たちの災害24時」の配付を行った。	A	1：継続	引き続き、あま市障がい者支援協議会において、障がいの特性についての理解や周知に努めていく。	障がい福祉課
⑧	認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座を定期的開催することで、サポーターの普及に努めるとともに、認知症に対する正しい知識や理解から、認知症の人と家族への支援を含めた、地域で支えるしくみづくりを進めていきます。	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	一般市民や市内中学生、各種団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催していく。	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	11回開催909人養成 内訳 本市新規採用職員 24人 団体・自治会等 92人 市民 82人 市内中学生 711人	B	1：継続	一般市民や市内中学生、事業所向けに講座を開催する。	高齢福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
(2) 地域コミュニティ参加の周知・啓発	①	地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報あまや市公式ウェブサイト、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、「地域共生社会」の意義等を周知していきます。	広報、社協だより、市公式ウェブサイト、LINE等による情報提供	保護司や民生委員・児童委員、赤十字奉仕団員に対し、講演会やイベント等の情報提供や参加の促進。	講演会やイベント等の活動内容を情報提供し、地域コミュニティの参加を促進し、地域共生社会の実現を目指す。	広報等により、情報提供を行い、地域コミュニティへの参加の促進に務めた。	A	1：継続	講演会やイベント等の活動内容を情報提供し、地域コミュニティの参加を促進し、地域共生社会の実現を目指す。	社会福祉課
	②	地域活動や行事への参加促進	地域におけるふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭×ボランティアフェスティバル「あまのわ」のイベントなどを通して、地域活動を周知し、参加を促進していきます。	ホスティングや回覧、チラシ、市公式ウェブサイト、会議等で参加依頼	会議やイベント等で依頼し、参加してもらい地域のつながり強めてもらう。	サロン(28か所)の活動の周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促していきます。サロンがない地域には、区長や民生委員・生活支援コーディネーター等から地域の実情や課題を把握していく。サロンスタッフのスキルアップのための勉強会と交流会・視察研修(半田市)を実施します。	サロン(28か所)の活動の周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促していきます。	B	1：継続	現在活動中のサロンの周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促す他、立ち上げ希望がある場合には支援していく。 サロンがない地域には、区長や民生委員・生活支援コーディネーター等から情報収集し、居場所の有無を含め地域の実情や課題を把握していく。	社会福祉課
				あまのわ(市民活動祭)の実施、周知。	・市民に広く知ってもらう機会に加え、市内の市民活動団体の活動発表や魅力について発信する機会を創出する。 ・市民活動団体がイベントに主体となって参画することで、市民協働を推進していく意識の醸成を図る。 ・行事のチラシの全戸配布や情報誌の回覧を通して、地域活動や行事への参加促進を促す。	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託し、多様な主体と連携して協働による運営、企画を実施する予定。10月頃、美和文化会館で開催予定。全戸配布やSNSを活用し、多様な参加者へ周知する。	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託し、多様な主体と連携して協働による運営、企画を実施した。10月12日(土)に美和文化会館で開催できた。総参加者約3800人となった。	A	1：継続	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託し、多様な主体と連携して協働による運営、企画を実施する予定。10月頃、市役所にて開催予定。全戸配布やSNSを活用し、多様な参加者へ周知する。	企画政策課

第3次あま市地域福祉計画 令和6年度事業実績・令和7年度実施計画

(評価基準)
 A: かなり取り組めた(100%以上実施)
 B: 取り組めた(70%以上100%未満実施)
 C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)
 D: あまりできなかった(40%未満実施)
 E: 事業未実施

★基本方針 2. 福祉コミュニティの充実

 重点施策

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
(1) 生活環境・地域の包括的な支援の充実	①	公共交通の充実	移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的として市巡回バスを運営しています。市巡回バス利用のPR等を行い、市民にとってより良い公共交通体系を目指していきます。	1) あま市巡回バス運行	1) あま市内の公共交通を確保するため「移動に困っている高齢者等の日常生活を支えることを目的」として、あま市巡回バスを定時定路線で運行している。 ・あま市巡回バスは、火曜日、水曜日、金曜日を運行日とし、北部、南部、東部巡回ルートの3路線により市内をくまなく運行している。	1) あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。	前年度に引き続きあま市巡回バスを運行し、利用者数の集計を行い、利用状況の把握を行った。	A	1: 継続	あま市巡回バスの運行を継続し、あま市内の公共交通を持続するために必要な利用状況等の把握に努める。	企画政策課
				2) 広報での啓発	2) 毎月広報に利用者数を報告するとともに、あま市巡回バスに関する事項を掲載し、広く市民へ周知している。	2) 広報で毎月の利用状況についても記載するとともに、無料乗車券やマイ時刻表の周知を行う。	広報で毎月の利用状況についても記載するとともに、無料乗車券やマイ時刻表の周知を行った。	A	1: 継続	広報のリニューアルに伴い毎月の利用状況の掲載はなくなったが、公式ウェブサイトのバスのページに誘導するための掲載を行う。	企画政策課
	②	既存施設のバリアフリー化の推進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備、改善に取り組みます。	あま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	既存施設についての施策は特にありません。新規に設置する公園については、前述の条例に基づき、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備します。	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	公園の新規設置は行っていない。	E	1: 継続	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	都市計画課・土木課
	③	安全な道路交通環境の整備推進	高齢者や障がいのある人、子どもなど、すべての人に配慮したユニバーサルデザインによる公共的な建物・道路等の整備を促進します。安全で安心した生活が送れるように危険箇所の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。	あま市独自の施策はありません。公共建築物の建設時には、愛知県の定める人にやさしい街づくり条例に基づいて整備するよう情報を提供します。	公共建築物の建設時に愛知県が定める、「人にやさしい街づくり条例」に基づいた情報提供を行う。	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づいた情報提供を3件行った。	A	1: 継続	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	都市計画課・土木課
④	社協との連携強化	社協は、公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として活動しています。障害者相談支援事業や地域包括支援センター事業を市より受託し、各種相談支援を行っています。今後もより緊密な連携を図るため、調整会議を実施していきます。	定期的な会議の開催	年12回 社会福祉課、高齢福祉課と社協幹部の連絡調整会議を開催し、情報共有や意見交換、方向性等調整している。	社協が地域福祉を牽引し、事業を円滑に進めていけるよう、また関係各課と情報共有や意見交換し、問題点の調整するために連絡調整会議を開催する。	社協と関係各課とで年12回、連絡調整会議を開催し、意見交換及び情報共有しながら、委託事業における問題点を調整した。	A	1: 継続	社協が地域福祉を牽引し、事業を円滑に進めていけるよう、また関係各課と情報共有や意見交換し、問題点の調整するために連絡調整会議を開催する。	社会福祉課	

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
			高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組んでいる。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組んでいく。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	委託先の社協包括と日々連携し、困難事例では情報共有を図り同行訪問等を実施。定期的に検討会や連絡会を行い連携を強化している。	B	1：継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	高齢福祉課
⑤	民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員活動において、市民の多様な相談内容に対応できるよう、研修機会の拡大等の支援を実施していきます。	定期的な会議の開催	月1回、役員会と定例会を3地区民協協で開催し、連携を密に図るとともに、市民協としての役員会も随時開催し、委員のニーズを常に把握する。	市民協役員会及び地区民協定例会を、原則各月1回開催し、民生委員・児童委員との連携を確保する。	12回の市民協役員会及び地区民協で36回の定例会（書面会議を含む）を開催。	A	1：継続	市民協役員会及び地区民協の定例会（書面会議を含む）を原則各月1回開催し、民生委員・児童委員との連携を確保する。	社会福祉課
⑥	地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括ケアシステムの推進に向け、NPO、ボランティア、民間事業者、地域団体等、多様な主体と行政が協力・連携を図り、地域の理解を得ながら協働の体制づくりを進めていきます。	ICTを活用した医療と介護サービスの連携	登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	引き続き登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	登録事業所数110事業所 患者登録数7人 医療と介護の連携の情報共有・意見交換を行った。	A	1：継続	引き続き登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	高齢福祉課
⑦	地域の見守りネットワークの確立	安心支え合いネットワーク事業（社協）では、65歳以上のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域のボランティア（支え合いネット員）が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行っています。今後も、ボランティアの養成を行い、事業体制の充実を図ります。また、高齢者見守りネットワーク事業では、市内金融機関や新聞販売店、薬局、ドラッグストアなど、「あま市高齢者地域見守り協定」を結んだ民間事業所と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成しています。今後も民間事業者等との連携を進めていきます。	安心支え合いネットワーク事業では、年4回打合せ会を実施	打合せ会では、日頃の「見守り」「声かけ」「安心電話」「お助け」活動に対して、意見交換や連絡調整を行います。うち1回は先導地視察もを行い、ボランティア（ネット員）の交流やスキルアップにつなげていく。	利用希望者と登録しているネット員のマッチングが難しい場合には、地区の民生委員へ連絡をして、その地域の実情を把握する。その上で協力していただける地域住民がみえる場合には紹介していただき、ネット員の登録へ繋いでいく。 3地区それぞれで年1回、ネット員会議を開催し勉強会と交流会を実施する。	令和7年3月31日現在 ◆ネット員登録者数95人 ◆利用登録者数75人 内訳 見守り21人 声掛け20人 安心電話59人 お助け ゴミ出し支援9人 地域の民生委員や区長に相談したところ、ご近所のお互いさま活動として協力していただけるケースが数例あった。	C	1：継続	地区民生委員の情報やつながり、ネットワークを基に地域住民がみえる場合には紹介していただき、互助での支援または、ネット員の登録へ繋いでいく。	社会福祉課
			高齢者見守りネットワーク事業では、民間事業者等との連携を進めていきます。	行政・民間・地域等が連携していきけるよう会議を通してネットワークを拡充していく。	新たに営業を開始する事業者等に協力を求めていく。	協定締結事業所数 新聞販売店 10事業所 金融機関等 17事業所 ライフライン 52事業所 配食・宅配事業所9事業所 生鮮食料品 12事業所 薬局・ドラッグストア 18事業所 その他の業種 7事業所 協定先から情報提供を受け安否確認等を行った。	B	1：継続	新たに営業を開始する事業者等に協力を求めていく。	高齢福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
㊸	NPO団体・市民ボランティア等との連携	市民活動センターを拠点として活動しているNPOや市民ボランティア等に、活動充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。 子育て支援においては、子育て支援団体のネットワーク会議を行い、情報共有や意見交換を行っていきます。	1) 市民活動センターと連携し、市民協働に関する支援を行う。	1) 市民活動センターの指定管理者と定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有を行い、包括的な支援を行う。	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。 移転後の運営について、柔軟に対応するため、定例ミーティングに加えてメールや電話での迅速な情報共有を行う。	1) 情報共有の場として毎月ミーティングを実施した。 移転後の運営について、柔軟に対応できた。	A	1：継続	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。	企画政策課
			2) 市民協働ガイドブックの見直し。	2) 協働のすそをを広げるために、まちづくり委員会にて、市民活動・協働ガイドブックの見直しを行う。	2) 市民活動・協働ガイドブックジュニア版（小学3年生）及びヤング版（小学5年生）のデータを小学校に共有し、タブレット端末で活用してもらう。※学校教育課の有する各学校との共有フォルダを活用。ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	2) 市民活動・協働ガイドブックジュニア版（小学3年生）及びヤング版（小学5年生）のデータを小学校に共有した。	B	1：継続	2) 市民活動・協働ガイドブックジュニア版（小学3年生）及びヤング版（小学5年生）のデータを小学校に共有し、タブレット端末で活用してもらう。※学校教育課の有する各学校との共有フォルダを活用。ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	企画政策課
			「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催し、情報共有や意見交換を行い、各関係団体との連携を図ります。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を令和7年1月20日（月）に開催をした。	A	1：継続	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	保育課
㊹	地域防犯対策の推進	高齢者等に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児童委員、警察との連携を強化し、「犯罪のないまち」を目指していきます。	振り込め詐欺対策の普及啓発活動	高齢者が集うサロンなどに、警察署員や安全安心課職員が向かい、講話を実施する。また、安全安心大会において、愛知県警察所属の防犯活動専門チームによる振り込め詐欺防犯の寸劇を実施する。	最新の特殊詐欺の手口や情報を、高齢者が集うサロンなどで警察署員や危機管理課職員が提供するほか、メールや市公式ウェブサイトなどでも発信し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。 また、特殊詐欺対策機器購入費補助金の活用を促し、地域防犯力の向上に務める。	最新の特殊詐欺の手口や情報を定期的に発信し、高齢者が集うサロンなどで警察署員や危機管理課職員からその情報を提供した。また、メールや市公式ウェブサイトでも共有し、市民が詐欺被害に遭わないよう努力した。さらに、特殊詐欺対策機器購入のための補助金の活用を通して地域の防犯力の向上に務めた。	A	1：継続	最新の特殊詐欺の手口や情報を、高齢者が集うサロンなどで警察署員や危機管理課職員が提供するほか、メールや市公式ウェブサイトなどでも発信し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。 また、特殊詐欺対策機器購入費補助金の活用を促し、地域防犯力の向上に務める。	危機管理課
	こころの健康づくりに対する相談支援の充実	保健センターの窓口や電話による随時の健康相談、精神科医や公認心理士による相談等、こころの悩みや病気に関する相談支援の充実を図ります。	精神科医、公認心理士による、予約制のこころの悩みに関する個別相談会を実施します。 また随時、保健師による電話、面接相談を実施します。	・精神科医による「精神保健相談会」 ・公認心理士による「こころの相談室」 ・保健師による電話相談、面接	・「精神保健相談会」3回／年実施（予約制） ・「こころの相談室」を随時実施（予約制） ・保健師による電話相談、面接を随時実施	・「精神保健相談会」6人／3回実施した。 ・「こころの相談室」を随時実施した（2人） ・保健師による随時相談の ハ 電話 181人 面接 39人 訪問 19人	A	1：継続	・「精神保健相談会」3回／年実施（予約制） ・「こころの相談室」を随時実施（予約制） ・保健師による電話相談、面接を随時実施	健康推進課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
⑩	ゲートキーパーの周知と養成講座の受講促進	自殺のサインに気づき、傾聴等をするゲートキーパーを広く一般市民に周知し、養成講座の受講を促進していきます。 民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む人、団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。	民生委員・児童委員、一般市民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成のため、地区民生委員・児童委員に1期3年任期において、3地区民児協、輪番で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月11日（水）に市役所新人職員の後期研修、令和6年8月20日（火）、23日（金）に自殺対策推進本部部会員に対しゲートキーパー養成講座を実施。 上記以外の市職員に令和6年9～12月にe-ラーニングによるゲートキーパー養成講座を実施する。 市内小中学校のPTA役員に対し令和6年11月21日（木）ゲートキーパー養成講座を実施する。 令和7年2月3日（月）、民生委員・児童委員に対しゲートキーパー養成講座ステップアップ研修を実施する。 出前講座でゲートキーパー養成講座を随時実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月11日（水）に市役所新人職員の後期研修20名、令和6年8月20日（火）、23日（金）に自殺対策推進本部部会員12人に対しゲートキーパー養成講座を実施した。 上記以外の市職員が令和6年9～12月にe-ラーニングによるゲートキーパー養成講座を317名受講した。 市内小中学校のPTA役員27人に対し令和6年11月21日（木）ゲートキーパー養成講座を実施した。 令和7年2月3日（月）、民生委員・児童委員10名に対しゲートキーパー養成講座ステップアップ研修を実施した。 出前講座でゲートキーパー養成講座を随時実施し、計188人が受講した。 	A	1：継続	<ul style="list-style-type: none"> 市役所新人職員に対し、ゲートキーパー養成講座を実施予定。 令和7年10月10日（金）海部地区介護職員に対しゲートキーパー養成講座実施予定。 令和7年12月4日（木）市内小中学校のPTA役員に対しゲートキーパー養成講座を実施予定。 令和8年1月16日（金）民生委員・児童委員に対してゲートキーパー養成講座を実施予定。 出前講座でゲートキーパー養成講座を随時実施していく。 	健康推進課
⑪	関係機関との連携・ネットワークの強化	自殺対策は行政だけで取り組めるものではないため、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め、意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図ります。	あま市自殺対策ネットワーク会議を開催する。	関係機関、民間団体、行政棟で構成された「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、各機関の状況確認を行い、地域全体で自殺対策に取り組む機運を高め、体制整備につなげる。	「あま市自殺対策ネットワーク会議」を令和6年8月2日（金）に開催。	令和6年8月2日（金）に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、自殺対策の進捗状況を報告するとともに、関係機関、民間団体との意見交換を行った。	A	1：継続	「あま市自殺対策ネットワーク会議」を令和7年8月5日（火）に開催。	健康推進課
	地域における子育て支援の充実	児童館、子育て支援センター及びつどいの広場を設置し、子育て中の親子が地域で気軽に集い交流できる場を確保するとともに専門スタッフを配置し、子育ての相談が気軽にできる体制の充実を図ります。 子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行っています。	1) 児童館は、乳幼児及び児童を対象に健全な遊びを通じ、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。また、専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談する事が出来る。	1) 季節ごとの行事を通じて、運動・工作を実施し、児童（乳幼児は親子参加型）の学びの場や発見の場を作っている。	<ul style="list-style-type: none"> 児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行う。 「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施する。 季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを十分に満喫できる時間を提供する。 	児童館便りを掲示・配布し、市公式ウェブサイトにて行事の告知や周知を実施した。また、「コアラ教室（月1回、2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回、0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」等を実施し、季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びが十分に満喫できる時間を提供した。	B	1：継続	<ul style="list-style-type: none"> 児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行う。 「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施する。 季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを十分に満喫できる時間を提供する。 	子ども福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
			1) 講座や研修会を実施	1) 小さい頃から福祉の心を持たせるため、小中学生がボランティアなどできるように支援していく。また、福祉団体から担い手を発掘していく。	ボランティア養成講座の開催 ①手話奉仕員養成講座 ②ボランティア養成講座 ③移動援助サービス協力員養成講座 ④傾聴ボランティア養成講座	ボランティア養成講座 ・手話奉仕員養成講座（大治町社協と共同開催） ・ボランティア養成講座 ・移動援助サービス協力員養成講座 ・傾聴ボランティア養成講座	A	1：継続	ボランティア養成講座 ・手話奉仕員養成講座（大治町社協と共同開催） ・ボランティア養成講座 ・移動援助サービス協力員養成講座	社会福祉課
			2) 3者で話し合いを行い、冊子にしていく。	2) 冊子作成では、団体名や活動内容を記載し、市民が理解できるものを作成していく。	ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習課に登録しているボランティア団体の共有し、市内でのボランティア活動やマッチングの効率化を図ります。 生涯学習課に市民活動センターと共同で共有化のアプローチをかける。	市民活動センターとの登録ボランティアの情報共有が進んでいない。	D	1：継続	継続して市民活動センターとの登録ボランティアの情報を共有し、それぞれの役割と相談窓口の明確化を図る。	社会福祉課
②	民生委員・児童委員等への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等、大きな役割を担っています。今後も継続して、市民の多様な相談に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	市民が利用できる行政サービスや制度の周知。また、県主催による各種研修の案内及び参加促進。	担当地区での見守り訪問時に、緊急通報サービスや安心支え合いネットワーク事業といった有効なサービスの紹介ができるよう周知を図る。また、県主催の各種研修に参加してもらうことで委員として知見向上となる機会とする。	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明を行う。県主催研修を始め活動に役立つ研修・講座等を民生委員・児童委員に積極的に案内し、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明及び協力依頼を行った。新任民生委員・児童委員研修を始めとする県主催研修に多数の民生委員・児童委員が出席。受講環境がない委員を対象に動画上映を行った。	A	1：継続	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明を行う。県主催研修を始め活動に役立つ研修・講座等を民生委員・児童委員に積極的に案内し、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	社会福祉課
③	自主防災会への支援	災害対応に必要な知識の習得等を目的とし、防災リーダー養成講座を実施していきます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し62名が修了。11月から12月にレベルアップ講座を実施予定。	6月から7月に防災リーダー養成講座を実施し53名が修了し地域の防災リーダーを養成した。また12月にレベルアップ講座を開講し、33名が修了した。	A	1：継続	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し62名が修了。11月から12月にレベルアップ講座を実施予定。	危機管理課
④	老人クラブ等への支援	老人クラブは、現在108団体（令和5年（2023年）4月現在）が活動しています。地域の特性を備えた広域的な組織強化と活動の活性化を支援していきます。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動を行っていく。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行った。	B	1：継続	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動を行っていく。	高齢福祉課
	既存資源の活用による地域拠点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等、既存の公共施設を活用し、地域福祉の拠点として様々な講座や教室等を開催していきます。	毎年、人権ふれあいセンターにおいて、交流促進事業、休日等開館事業、デイサービス事業を実施し、地域福祉の拠点となるよう運営を行っている。	各教室年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等を開催していく。	交流促進講座開催事業、休日等開館事業、デイサービス事業全16教室を開催した。	A	1：継続	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等を開催していく。	人権推進課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
⑤			各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座として老若男女を対象とした様々な講座を開催	各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座を開催する。それ以外に、七宝公民館にて小学生とその家族を対象とした親子ふれあい講座を開催する。また、乳幼児とその保護者を対象とする幼児期家庭教育講座をミルキーねっくに委託して開催する。	【美和歴史民俗資料館】 お香講座・古文書解読講座 【各公民館】 ・英語や韓国語などの語学講座やコンピューターに不慣れな方を対象にパソコン講座を年12回以上実施する。 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を年8回以上実施する。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を年10回以上実施する。	【美和歴史民俗資料館】 お香講座、古文書解読講座を開催した。 【各公民館】 ・語学講座やパソコン講座を各公民館で年12回以上実施した。 ・小学生親子ふれあい講座を年8回実施した。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を年10回実施した。	A	1：継続	【美和歴史民俗資料館】 お香講座・古文書解読講座 【各公民館】 ・英語などの語学講座やコンピューターに不慣れな方を対象にパソコン講座を年12回以上実施する。 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を年8回以上実施する。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を年10回以上実施する。	生涯学習課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
③ 防災への取組を推進する	①	自主防災会の育成・支援 「重点施策5① (計画書p50)」	自主防災会が訓練を実施したとき、機材等を整備したときには、補助金を支給し、継続して自主防災活動を支援していきます。 また、災害時の自主防災会の役割のひとつとして避難所運営があります。支援の必要な方への意見を避難所運営に反映するためにも、高齢者や障がいのある人及び家族等に自主防災会への参加を促進していきます。	自主防災会に対する事業費補助	・防災訓練補助金 参加人数×150円+直接経費(上限5万円まで) ・防災倉庫補助金 9/10補助(上限20万円まで) ・防災資機材補助金 1/2補助(上限10万円まで)	令和6年度において、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	自主防災会が主催する防災訓練が45回実施され、のべ4,084人が参加した。また、28の自主防災会において防災資機材を、3の自主防災会において防災資機材の整備及び修繕をした。自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備に対して補助金を交付し、地域防災力の要である自主防災会を支援することにより、地域防災力の強化の促進を図った。	A	1:継続	令和6年度において、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	危機管理課
	②	防災に対する意識啓発	地域サロン等へ出向き、防災に関する知識や対策等の出前講座を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。 また、防災リーダー養成講座や防災ボランティアの養成講座及びフォローアップ講座を開催し、防災ボランティアの育成に努めます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し62名が修了。11月から12月にレベルアップ講座を実施予定。	6月から7月に防災リーダー養成講座を実施し61名が修了し地域の防災リーダーを養成した。 また12月にレベルアップ講座を開講し、31名が修了した。	A	1:継続	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し72名が修了。12月にレベルアップ講座を実施予定。	危機管理課
	③	避難行動要支援者制度の充実 「重点施策2① (計画書p39)」	平成23年(2011年)東日本大震災などの教訓から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が課題となっています。 本市においても「あま市避難行動要支援者避難支援計画」により、避難行動要支援者名簿を作成しており、当事者や地域の協力を得ながら避難行動要支援者個別避難計画の作成・整備を進めていきます。	避難行動要支援者名簿の制度について、自主防災会長に対して講話する 避難行動要支援者支援システム導入事業	自主防災会の情報交換会において、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらった。 住基情報や福祉情報と連携して避難行動要支援者の把握を行い、避難支援等関係者(自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会等)に避難行動要支援者同意者名簿を提供することにより、平常時より発災時の避難支援方法・避難訓練の実施に活用し、地域防災力の向上を図る。 また、避難支援等関係者に働きかけ、避難行動要支援者ごとの状況に応じた個別支援計画を作成し、災害時の支援体制を構築する。	自主防災会情報交換会について、防災リーダー養成講座1日目と同日に実施し、社会福祉課が避難行動要支援者名簿を最新版に更新してもらおう。 同意を得られた対象者を反映した避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を避難支援等関係者へ提供する。危機管理課と連携し、福祉避難所及び避難支援等関係者とともに個別支援計画の作成を進め、地域防災力の向上を図る。	自主防災会情報交換会について、防災リーダー養成講座1日目と同日に実施し、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらった。 避難行動要支援者の新規対象者へ同意書を送付、同意をられた方は避難行動要支援者名簿(同意者名簿)に加え、避難支援等関係者へ名簿を提供できるようにした。	C	1:継続	自主防災会情報交換会について、防災リーダー養成講座1日目と同日に実施し、社会福祉課が避難行動要支援者名簿を最新版に更新してもらった。 同意を得られた対象者を反映した避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を避難支援等関係者へ提供する。危機管理課と連携し、福祉避難所及び避難支援等関係者とともに個別避難計画の作成を進め、地域防災力の向上を図る。	危機管理課 社会福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
④	災害ボランティアセンターの設置 「重点施策2② (計画書p40)」	災害時の災害ボランティアセンターの立ち上げを行い、ボランティアの受け入れや派遣を行います。	災害ボランティアセンターの機能向上	自主防災会との連携の強化やボランティアの育成により、災害時に設置する災害ボランティアセンターの機能工場に取り組む。	令和6年度より職員を対象とした災害ボランティアセンター関連の訓練を2回実施。 市防災訓練においては担当の危機管理課、市内介護事業所と打合わせを行い訓練のレベルアップを図る。	災害ボランティアセンター運営スタッフの研修を職員に実施した。センター設置の必要性やセンターの体制・役割について学び、災害が起こった際に活躍する運営スタッフの学ぶ機会として実施。	A	1：継続	令和6年度より職員を対象とした災害ボランティアセンター関連の訓練を2回実施。 市防災訓練においては担当の危機管理課、市内介護事業所と打合わせを行い訓練のレベルアップを図る。	危機管理課・社会福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
(4) 情報の共有・周知を図る	①	広報あま・市公式ウェブサイト等での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報あまや市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。	<p>広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で発信</p> <p>広報紙や公式ウェブサイトによる啓発</p> <p>広報紙や市公式ウェブサイト、市社協では社協だより、ホームページ、SNSで情報提供</p>	<p>地域福祉に関する情報が出てきた際は各種手法を使用し発信する。</p> <p>広報紙や公式ウェブサイトによる啓発</p> <p>広報紙や市公式ウェブサイトで発信。市社協からは、市社協だより、ホームページ、SNSで情報提供</p>	<p>引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。</p> <p>市広報紙に、犯罪情報を毎月掲載するなど、消防・防災・防犯において啓発すべき事項を定期的に市広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で発信していく。</p> <p>引き続き市民に必要な情報を随時発信し、SNSも活用する。市社協では、引き続き社協だよりやウェブサイト、SNSを活用し福祉情報を発信し、認知度向上を図る。</p>	<p>広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信した。</p> <p>消防・防災・防犯・交通安全において、最新情報や注意すべき事項を広報紙や市公式ウェブサイトに掲載した。</p> <p>広報あまや市公式ウェブサイトにて地域福祉に関する情報を発信し、市民生活に直接関わる給付金などの情報は公式LINEからも発信しており、情報提供に努めた。市社協では、情報誌「まるっとあま」（社協だより）を発行し、各種事業や活動状況等の福祉情報を発信しました。ウェブサイトでは随時更新し情報提供や各種申請書もダウンロードできるように努めた。また、SNSを活用して福祉情報を発信し、事業参加の促進を図った。</p>	A	1：継続	<p>引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。</p> <p>市広報紙に、犯罪情報を毎月掲載するなど、消防・防災・防犯において啓発すべき事項を定期的に市広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で発信していく。</p> <p>引き続き市民に必要な情報を随時発信し、SNSも活用する。市社協では、引き続き社協だよりやウェブサイト、SNSを活用し福祉情報を発信し、認知度向上を図る。</p>	<p>人事秘書課</p> <p>危機管理課</p> <p>社会福祉課</p>
	②	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が希望に沿ったサービスを選択できるように情報提供をすることが重要となります。市や社協の児童・障がい・高齢など、さまざまな相談窓口と連携を図り、適切な福祉サービスの利用につなげていきます。	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。</p> <p>障がいのある人が福祉サービスに関すること及びその他の一般的な相談をすることができる体制を構築する。</p>	<p>地域包括支援センターの業務として、高齢者やその家族に対して総合的な相談支援をする。</p> <p>専門的知識を持つ相談支援専門員を配置した一般相談窓口を設置する。</p>	<p>高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。</p> <p>引き続き、市社協に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。</p>	<p>市及び社会福祉協議会の相談件数 【市】 電話 941件 来所 255件 訪問 171件 報告 439件 調整 202件 その他 78件 計2,086件</p> <p>【社会福祉協議会】 電話 6,685件 来所 3,080件 訪問 1,461件 計 11,226件</p> <p>社会福祉協議会障害相談支援事業所において、多くの相談に対応した。</p>	A	1：継続	<p>高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。</p> <p>あま市基幹相談支援センターを設置し、社会福祉協議会障害相談支援事業所に委託することで、障がい者への相談支援体制の更なる充実を図る。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>障がい福祉課</p>

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
				1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置	1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置し、悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> 子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。 	子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげた。 <ul style="list-style-type: none"> 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整えた。(相談件数 512件) 	A	1:継続	<ul style="list-style-type: none"> 子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。 	保育課
			2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置	2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整える。	身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整えた。		A	1:継続	身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	保育課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
⑤ 再犯防止の 推進	①	保護司会の活動支援	保護司が地域を見守っている存在であることを知ってもらうためにも、保護司の活動を広報あまや市公式ウェブサイト等で周知します。	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	広報紙や市公式ウェブサイト で保護司の活動の情報発信に努める。	広報紙や市公式ウェブサイト で保護司の活動の情報発信はできていないが、掲載する内容について検討を行った。	C	1：継続	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト で保護司の活動の情報発信に努める。	社会福祉課
	②	保護司適任者の確保	全国的にも保護司の人数が1割不足しており、後継者探し が難航することから、保護司の活動を周知することにより、人材の確保に繋がります。	保護司の活動を周知し、人材の確保につなげる	保護司の活動を周知し、人材の確保につなげる	保護司の活動を周知し、人材の確保につなげる。	退任保護司の後任者の人材の確保をすることができた。	B	1：継続	引き続き、保護司の活動を周知し、人材の確保につなげる。	社会福祉課
	③	広報・啓発活動の推進	社会を明るくする運動等を通じて、再犯防止に関する地域での理解を深めます。	地域活動を行い、再犯防止に関する地域での理解を深める	地域活動を行い、再犯防止に関する地域での理解を深める	社会を明るくする運動啓発活動、薬物乱用防止推進活動、学校との連携活動等の広報・啓発活動を行う。	社会を明るくする運動啓発活動、薬物乱用防止推進活動、学校との連携活動等の広報・啓発活動を行うことができた。	A	1：継続	引き続き、社会を明るくする運動啓発活動、薬物乱用防止推進活動、学校との連携活動等の広報・啓発活動を行う。	社会福祉課

第3次あま市地域福祉計画 令和6年度事業実績・令和7年度実施計画

(評価基準)
 A: かなり取り組めた(100%以上実施)
 B: 取り組めた(70%以上100%未満実施)
 C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)
 D: あまりできなかった(40%未満実施)
 E: 事業未実施

★基本方針 3. だれもが集うコミュニティの構築



重点施策

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・新 廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
① ② ③	①	重層的支援体制整備事業への準備 「重点施策3① (計画書p40)」	新たに重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制構築の準備に取り組みます。	重層的支援体制の実現に向けて体制を整備	福祉ニーズの複雑化・複合化により、世代や属性を問わない包括的な支援の必要性が高まっていることから、庁内の体制整備などを含めた重層的支援体制整備事業の実施を進める。	庁内の体制整備などを含めた重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討する。	現時点で事務調整会議(仮称)は実施できていない。重層的支援体制整備事業への移行準備事業を、実施できるように検討中である。なお、実施に向けて県主催の研修案内等について回覧し、情報共有を行った。	D	1: 継続	引き続き、庁内の体制整備などを含めた重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討する。	社会福祉課
	②	生活困窮者支援の充実 「重点施策3② (計画書p40)」	生活に困っている方の早期発見と自立に向けた支援を実施するため、相談、就労支援、自立支援計画の作成・決定、制度間の連絡調整を継続します。相談に向くことができない方については、積極的なアウトリーチにより、状況の把握、相談、早期の支援につなげます。	あま市生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業及び住居確保給付金を実施	生活困窮者自立支援窓口を社会福祉課(基日寺庁舎)に設置し、暮らしに不安を抱え、生活に困窮するなどしている市民を対象に、来所相談のみならず、積極的にアウトリーチを心がけ、相談支援を行っている。生活困窮者は複合的な課題を抱えている場合が多いことから、庁内関係課に留まらず、公共職業安定所をはじめとする職業安定機関や福祉関係団体と連携している。	令和6年度はウィズコロナに加え、物価高騰の影響による新たな生活困窮者像が生まれることが想定される。社会的背景を踏まえた支援が提供できるよう、引き続き、相談者に応じた生活困窮者自立支援制度の任意事業や他のサービスの利用を組み合わせ、生活困窮者支援を実施する。	相談支援の延べ件数は328件だった。生活困窮者自立支援事業の実績について、任意事業として実施している就労準備支援事業では16件、家計改善支援事業では10件の支援を行った。これらの支援では、対象者の個別課題に応じた支援計画を策定し、段階的な就労や家計の自立に向けた取組を実施した。また、関係機関との連携による支援体制の強化を目的として、支援調整会議を年間12回開催し、支援の方向性や課題共有を行った。さらに、住居を喪失するなど緊急な生活困難に直面した方に対しては、一時生活支援事業を7件実施し、一時的な宿泊場所の提供や生活必需品の支給などの支援を行った。今後も関係機関との連携を強化しながら、個別支援の質の向上と支援対象者の自立促進を図っていく。	A	1: 継続	令和7年度は、物価高騰の影響に伴い、生活困窮者が増加することが懸念される。社会的背景を踏まえた支援が提供できるよう、引き続き、相談者に応じた生活困窮者自立支援制度の任意事業や他のサービスの利用を組み合わせ、生活困窮者支援を実施する。	社会福祉課
	③	子どもの貧困対策の充実	ひとり親家庭の子どもの将来的な生活の安定を図るために、子どもの生活・学習支援事業を実施します。また、地域で行っている子ども食堂と連携していきます。	児童扶養手当受給者所得制限内の中学生を対象に生活学習支援を実施している。	学習支援や生活習慣等の支援を受けることによって学力と社会適応力を向上させ、ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定を図る。	七宝地区、基日寺地区、美和地区の3か所で週に1度、生活学習支援を実施する。 ※七宝地区、美和地区：毎週木曜日 ※基日寺地区：毎週月曜日	七宝地区、基日寺地区、美和地区の3か所で年42回、生活学習支援を実施した。 ※七宝地区、美和地区：毎週木曜日 ※基日寺地区：毎週月曜日	B	1: 継続	七宝地区、基日寺地区、美和地区の3か所で週に1度、生活学習支援を実施する。 ※七宝地区、美和地区：毎週木曜日 ※基日寺地区：毎週月曜日	子ども福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
④	虐待防止の取組	高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待防止・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会を推進していきます。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和7年2月6日（木）午後2時より市役所において「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課
			1) 地域協議会、実務者会議の実施	実務者会議を行い、各組織との連携を密に行うことで、虐待防止や発生時の支援体制の協議をスムーズに行う。	要保護児童対策地域協議会1回 要保護児童対策地域協議会実務者会議12回	あま市要保護児童対策地域協議会及び実務者会議を開催し、対応等を協議した。 【実施】あま市要保護児童対策地域協議会1回 【実施】あま市要保護児童対策地域協議会実務者会議12回	B	1：継続	要保護児童対策地域協議会1回 要保護児童対策地域協議会実務者会議12回	子ども福祉課
			2) 虐待防止のための啓発活動の実施	虐待を防止するために啓発活動等の活動を行う。	街頭啓発活動 3回 児童虐待防止に関する講演会 1回	あま市虐待等防止ネットワーク協議会において、虐待に関する啓発や連絡先機周知の記事をウェブサイトや広報に掲載した。市や国県で作成した啓発物やパンフレットを街頭啓発等で配布した。 【実施】街頭啓発活動3回 【実施】児童虐待防止に関する講演会 令和7年1月26日（土）午後2時～あま市役所 2階 D会議室 82名	B	1：継続	街頭啓発活動 3回 児童虐待防止に関する講演会 1回	子ども福祉課
			障がい者虐待防止に関する講演会の実施	保護者・支援者に向けた講演会を実施し、虐待防止に関する意識を高める。	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、あま市・大治町障がい者支援協議会において、障害者虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	あま市・大治町障がい者支援協議会の就労支援部会において、虐待防止研修を開催し、就労継続支援、生活介護等の障害福祉サービス事業所の職員を対象とした講演会を行った。	A	1：継続	引き続き、あま市障がい者支援協議会において、虐待防止に関する取組を進めるとともに、あま市虐待等防止ネットワーク協議会においても、障がい者への虐待防止をテーマとした研修会を開催する。	障がい福祉課
			1) 虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を行う。	1) 虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、街頭啓発、乳幼児健診において啓発グッズの配布。 ・虐待予防のためのリーフレット配布及び相談体制の充実。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布を継続する。	1) 虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、街頭啓発、乳幼児健診において啓発グッズの配布した。 ・虐待予防のためのリーフレット配布（1歳6か月児健診589名、3歳児健診726人）し、相談体制の充実を図った。	A	継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布を継続する。	健康推進課
			2) 児童相談所、子育て支援課と連携して対応する	2) 健康推進課で虐待疑いの相談を受けた場合、子育て支援課、必要に応じて児童相談所と連携。	乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	2) 子育て支援課、必要に応じて児童相談所と情報を共有し、訪問や面接を行った。	A	継続	乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	健康推進課
			虐待等に関する相談・通報事業	児童生徒虐待等に関する相談・通報を受け付ける。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校からの要請に基づき、学校支援会議を基目寺南中学校1回開催した。	B	1：継続	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校教育課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
⑤	権利擁護支援の推進 「重点施策3③ (計画書p41)」	令和3年(2021年)に設置した権利擁護センターが司令塔となり、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護支援を実施しています。成年後見制度利用促進協議会を開催し、司法と福祉の連携強化に努め、成年後見支援の視点から、支援が必要な方を地域で支えるしくみづくりを行っていきます。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和7年2月6日(木)午後2時より市役所において「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1:継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課
			あま市権利擁護支援センターの立ち上げに向け、あま市権利擁護支援センター設立準備委員会を開催	あま市権利擁護支援センター設立準備委員会は司法関係者、医療機関関係者、福祉関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者で構成する。委員会の内容は、①事業の運営体制に関すること、②法人後見を受任する対象者に関すること、③事業の運営経費に関すること、④センター設立に関して必要な事項に関することを検討している。	引き続き、成年後見制度の利用の促進に向け、相談支援を継続する。	相談支援の延べ相談件数は386件で、市長申立は6件、親族申立支援は1件行った。権利擁護ケース検討会議は全6回開催し、12件の支援方針を検討した。また、成年後見制度利用促進協議会を9月と2月に開催し、成年後見支援における地域づくりも実施した。なお、令和5年度から事業化した法人後見は、社会福祉協議会が4件受任している。	A	1:継続	引き続き、成年後見制度の利用の促進に向け、相談支援を継続する。	社会福祉課
⑥	基幹相談支援センターの設置	幅広く障がい福祉に関する相談支援が行えるよう、基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。			引き続き、基幹相談支援センターの設置に向けて検討していく。	委託先となるあま市社会福祉協議会とセンターの運営体制について協議を重ね、新年度予算編成において新規事業として予算計上し、事業実施要綱を制定した。	A	3:新規	4月1日付で基幹相談支援センターを開所し、地域の相談支援の中核的機関としての役割を担っていく。	障がい福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
①	(2)多様な人が集う場づくりの推進	身近な地域における居場所の提供	認知症カフェの開設・開催	認知症カフェを設置する事で、認知症の人やその家族が悩みや想いを話し、社会や地域とつながりを持てる場を提供する。	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座等でカフェの周知と理解を図るとともに参加も促す。	認知症カフェを15か所で開催した。 ふれあいカフェ美和 11回、222人 ふれあいカフェ基目寺 12回、184人 ふれあいカフェあまちゃん中萱津 12回、179人 伊福ふれあいカフェ 12回、430人 ふれあいカフェあまちゃん下萱津 12回、169人 ふれあいカフェJAなの花の会基目寺 12回、244人 ふれあいカフェJAなの花の会美和 6回、195人 ふれあいあまちゃん基目寺公民館 12回、150人 新居屋ふれあいカフェ 12回、219人 ご近所カフェポップ 11回、200人 ふれあいカフェあまちゃん正則 12回、143人 ふれあいカフェ歌声ぶらす 12回、478人 みんなのカフェふれあい 11回、271人 こいっしょcafeあいほAIMA 8回、396人 靑空カフェ 10回、462人	A	1：継続	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座等でカフェの周知と理解を図るとともに参加も促す。	高齢福祉課
			ふれあい・いきいきサロン支援事業	市内42か所設置を目指します。また、今後は高齢者のみ参加ではなく親子や障がい者へ参加してもらい、地域についても区(大字)の垣根を超えて隣接している地域も参加してもらい。	・サロン(28か所)の活動の周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促していく。 ・サロンがない地域には、区長や民生委員・生活支援コーディネーター等から地域の実情や課題を把握していく。 ・サロンスタッフのスキルアップのための勉強会と交流会・視察研修(半田市)を実施する。	サロン(28か所)の活動の周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促していきます。	B	1：継続	現在活動中のサロンの周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促す他、立ち上げ希望がある場合には支援していく。 サロンがない地域には、区長や民生委員・生活支援コーディネーター等から情報収集し、居場所の有無を含め地域の実情や課題を把握していく。	社会福祉課
②	地域と学校の連携推進	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働活動の担い手となる保護者、PTA、団体等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域学校協働活動を推進していきます。	1) 地域学校協働活動推進員の力量向上	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、教育委員会主催の地域コーディネーター研修会や文部科学省・県教育委員会共催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム・研修会」等の各種研修会へ参加した。	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の「地域コーディネーター等研修会」や「地域とともにある学校づくり推進フォーラム・研修会」等の各種研修会へ参加した。	B	1：継続	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の「地域コーディネーター等研修会」や「地域とともにある学校づくり推進フォーラム・研修会」等の各種研修会へ参加する。	生涯学習課
			2) 運営委員会の開催	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を7月、11月、3月に開催する。	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を年3回開催するとともに、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催する。	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を年2回開催するとともに、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催した。	B	1：継続	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を年3回開催するとともに、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催する。	生涯学習課
			3) 啓発用リーフレットの作成及び配布	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センター、各種団体とも随時連携し、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) 各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書を市公式ウェブサイトに掲載した。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保した。	C	1：継続	3) 各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	生涯学習課
			4) 地域学校協働本部だよりの作成及び配布	4) 地域学校協働本部だよりの発行、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 地域学校協働本部だよりを年1回発行した。	C	1：継続	4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	生涯学習課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和6年度の実施計画	令和6年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和7年度の実施計画	主な担当課
			5) 市民活動センター、各種団体との連携	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記した。	C	1：継続	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	生涯学習課
③	多文化共生社会の推進	外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進を図り、互いの文化を学ぶ機会を充実させるなど、在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。	市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	・あま市国際交流DAY参加外国人の国紹介や日本文化体験を通して互いの文化を学ぶ機会を創出する。 ・音声自動翻訳機の設置 市役所の各階に1台ずつ設置し、母国語による窓口対応の充実を図り、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に努める。	・あま市国際交流DAY参加外国人の国紹介や日本文化体験を通して互いの文化を学ぶ機会を創出してきた。 ・音声自動翻訳機の設置 母国語による窓口対応の充実を図り、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に努めることができた。	A	1：継続	・あま市国際交流DAY参加外国人の国紹介や日本文化体験を通して互いの文化を学ぶ機会を創出する。 ・音声自動翻訳機の設置 母国語による窓口対応の充実を図り、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に努める。 人権講演会 日時：令和7年11月30日（日） 場所：あま市美和文化会館大ホール他 内容：人権講演（外国人の人権） 募集人数：500名（予定） その他 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	企画政策課 人権推進課
④	障がい者の地域生活支援の促進	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、グループホームをはじめとする障がい福祉サービス事業所の整備を支援し、施設や病院等での暮らしから地域生活への移行を促進します。市内の障がい者向けグループホームは平成30年（2018年）12月の時点で6か所でしたが、令和5年（2023年）4月の時点で15か所となっており、今後も支援体制の充実を図ることで、障がいの有無や種類、程度に関わらず、誰もが一緒に地域の活動に参加するための環境づくりを進めていきます。	地域生活支援拠点の整備	地域で生活する障がいのある人が適切な介護を受けられない時に居室を提供する緊急時居室確保事業と、ひとり暮らしの体験を希望する障がいのある人に体験的な宿泊を提供する体験的宿泊支援事業を実施する。	引き続き、基幹相談支援センターの設置に向けて検討していく。	障がいのある人の地域生活での緊急事態等に備え、緊急時居室確保事業及び体験的利用支援事業を引き続き実施したが、そのような事例が発生せず、利用がなかった。	B	1：継続	引き続き、緊急事態に備えて事業を継続し、さらに利用につながるよう制度の改正を検討していく。	障がい福祉課